平成２１年（フ）第１３４号
愛媛県南宇和郡愛南町小山1512番地
債務者　山口　勝巳
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第２０１７号
福岡県糟屋郡新宮町大字原上1814番地３　ファーネスト新宮ガーデンシティ610号
債務者　徳田　敏光
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１５３号
福岡市博多区東平尾２丁目２番50―301号
債務者　池田　純子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３０６号
福岡県太宰府市水城４丁目21番８号
債務者　中村　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３２９号
福岡市早良区原６丁目29番27―202号
債務者　田中美由紀
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３５５号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目20番30号
債務者　吉迫　良子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５３７号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目２番地１　市住4541
債務者　原田ヒロ子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目30番地16　第２武岡ハイツ201号
債務者　杜山　幸博
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５５７号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目２番39号
債務者　吉賀　和子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５６８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目33番地23
債務者　富岡　美和
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５８１号
鹿児島県鹿児島市上荒田町793番地５　Ｆステージ上荒田403号
債務者　下栗　章代
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５９４号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目10番６号　新出光田上寮302号
債務者　松永由美子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６１０号
鹿児島県鹿児島市明和３丁目27番13号　明和コーポ202号
債務者　大薄　孝治
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６１６号
鹿児島県鹿児島市照国町２番14―501号
債務者　的場　千絵
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５４号
鹿児島県南九州市川辺町小野1408番地３
債務者　芝原秀一郎
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第１６４号
北海道小樽市若竹町11番２号
債務者　毛内　芳雄
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２０６号
北海道小樽市赤岩２丁目17番17号
債務者　中野　誠一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１２０号
茨城県龍ケ崎市若柴町2991番地１　キャッスルマンション佐貫313号室
債務者　清水麻衣子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係